

動物愛護法の適切な実行を目的に、付帯決議へのご意見を募っています。詳しくはホームページをご覧ください。
http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/mag2_futai1.html
お寄せいただいたご意見の集約や経過情報と結果情報などをホームページ上で公開の計画です。また、ご意見のご参考となる動物関連のニュース報道は随時ホームページに集約されます。人と動物との共生をめざす試みです。

「動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が、平成11年12月14日に成立し、同月22日から公布されています。動管法の施行から26年が経過し、特に、犬やねこ等のペットは、単なる愛玩動物ではなく、家族の一員、人生の伴侶であるとの認識が高まっています。その一方で、無責任な飼い主によるペットの遺棄、不適切な飼養、あるいは動物への虐待等の問題が社会的な関心となったこと等を踏まえ、法改正が行われたことが発表されています。

また政府は法の改正にあたり、つぎのような付帯事項を決議し、さまざまな実行措置を求めています。

動物愛護法の改正に伴う付帯決議の実行措置は、未だ確定した規則とはなっていませんが、国民の要望の高まりとともに、法制度化されるなどの可能性が極めて高い事項です。

アニマルウエルフェア連絡会では、動物愛護法が適切に実行されることを願って、付帯決議事項に関する皆さまからのご意見をホームページ上で発表する計画です。

付帯決議 (1999.12.9 衆議院通過)

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の提出に伴う決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 飼い主が所有権を放棄した犬及びねこ以外の愛護動物や虐待を受け保護が必要な動物については、第二十一条の「動物愛護推進員」の活動として新たな飼い主や引取り先の斡旋が行われることが想定されることである。都道府県等は、第二十二条の「協議会」の構成員として、この動物愛護推進員の活動を支援していくことが法律上望まれていることであり、このような都道府県等の活動に対する国としての支援について検討し適切に措置すること。

二 学校や福祉施設などにおける動物の適正な飼養については、その近時における重要性の高まりを踏まえ、獣医師等による指導の実施などそのあり方について検討を行い、関係行政機関が適切に連携しつつ、第五条第四項の内閣総理大臣が定める基準の中に盛り込むなどの措置を行うこと。

三 飼い主責任の意識の高まりを踏まえつつ、公園等公共施設の利用のあり方についても検討を行うこと。

四 犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。

五 日本の伝統芸能に係る三味線等の製造に支障をきたさないよう、伝統文化の保護の行政とも連携して、都道府県等に引き取られ殺処分が付されている犬及びねこの活用などにおいて適切な配慮がなされるよう措置すること。

六 ペットの放置・遺棄による在来種への圧迫をはじめとした外来種・移入種による地域の生態系への影響の防止の観点から、動物の飼養及び保管のあり方など外来種・移入種に関する対策を検討し適切に措置すること。

七 国、地方公共団体を通じて本法の適切な施行・運用のための体制の整備・充実を図ること。

八 附則第二条に基づき検討を行うに当たっては、次の事項について、適切に措置すること。

1 動物取扱業者の届出制については、その実施状況を調査し、問題の発生の有無等によりその有効性を評価するとともに、東京都の登録制の条例制定など先進的な取組を踏まえ、優良業者の育成、消費者保護等の観点も加味した登録制などの措置について、実施可能性も含め検討を行うこと。

2 規制対象となる取扱業の範囲についても、問題発生状況や、東京都などにおける条例の見直しの状況などを踏まえ、検討を行うこと。

3 規則に営業(業務)停止に係る命令等の措置を加えることについては、問題発生の実態等を踏まえ、その必要性や有効性も含め検討を行うこと。

4 罰則の対象となる虐待の定義等については、本法に基づく摘発や立件等の状況を踏まえ、見直しの必要性も含め検討を行うこと。

5 愛護動物の範囲については、本法で爬虫類を追加したところであるが、熱帯魚などが観賞用として増加していることなども踏まえ、今後の問題の発生状況等必要に応じてその見直し等につき検討を行うこと。

6 今回の改正案に盛り込まれていない事項(動物の取扱や情報公開等)についても、地方公共団体等における各種の取組等を踏まえ、動物の適正な飼養の推進の観点から検討を行うこと。

ご意見は下記の要領でお寄せください。ボランティア有志が手作業で集約などを行いますので、ご応募方法に従っていただけるようお願いいたします。

インターネットメールでお届けください。メールアドレスは zac90835@pine.zero.ad.jp メールサブジェクトには 付帯決議意見 と記入してください。 ホームページ上で公開可能な・ご住所・お名前・肩書き・ご連絡先・団体またはグループ名などを【公開】と明記してください。 ホームページ上では【非公開】の・ご住所・肩書き・お名前・ご連絡先・団体またはグループ名などもその旨明記してください。 付帯決議の何項に対するご意見かを明記の上、それぞれの項目のご意見を項目ごとにお寄せください1通のメールに複数項目でも構いませんが、項目ごとに段落分けをお願いいたします。

ご意見メールの記入例 (ご意見をお寄せいただく際のサンプルフォームです。) _____
 付帯決議 (メールソフトのタイトルテキストボックスに記入)

【公開】わんにゃんウエルフェアチーム 【公開】代表 東京太郎 【公開】東京都千代田区
 【非公開】〒123-4567 東京都千代田区丸ノ内1-2-3 【非公開】電話03-1234-5678 【非公開】Fax.03-1234-5555
 【付帯決議第一項に対する意見】 動物愛護推進員が市民の声を反映し、犬やねこの新たな飼い主や引取り先の斡旋をするに際しては、飼い主及び取扱業における適正な終生飼養と繁殖制限およびやむを得ない場合の譲渡先探しなどの、犬やねこの新たな飼い主や引取り先の斡旋をする以前のさまざまな大きな社会問題の解決が必要です。動物愛護法の実行や執行措置と併行して始めて法が目的とする「動物愛護推進員」の活動が機能するものと考えます。そのため法律上望まれる、「協議会」の構成員として、この動物愛護推進員の活動を支援していく都道府県等の活動には、下記添付資料「通知」の実行が容易く運営できる、総合的且つ組織的な運営システムの構築が必要です。国の通知に従い、各都道府県などは速やかに「飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努められる」システムを工夫し、動物愛護推進員が行う、新たな飼い主や引取り先の斡旋が容易な方法を作成すべきです。例えば、新たに見込まれる飼い主のほか、動物取扱業に対する教育制度や、適正飼い主の登録制度のシステム的な管理運営体制の創造が求められます。これらのシステムは動物愛護推進員が活動を行うにあたっての地域行政の措置として欠かせない事項です。これらのシステムの構築に従い、致死処分施設一辺倒の行政措置は本来の動物愛護法の目的に即した姿に変遷することが可能です。また具体的な措置案には容易に実行できるアイデアが多数です。例えば譲渡該当動物の広報計画にはインターネットを活用するなどのほか、保健所または様々な行政出先機関などの公共施設を利用したPR広報や教育設備も望まれ、愛護動物と人との共生教育システムなどの一貫した完備が望まれます。また、譲渡斡旋システムの構築に従い、引き取られる動物が増加する事態を防ぐ綿密な計画も必要です。このように都道府県等が動物愛護推進員活動を支援する協議会を構成するに際しては、国としても動物愛護法の適切な実行及び執行に積極的に介入し、各都道府県等に対する監視や指導を適時に適切に強化し、且つ随時必要な支援援助や設備施設の提供などを行うべきです。

なお、国が行うべきとされる支援援助や設備施設の提供などは、同様の付帯決議第七項「国、地方公共団体を通じて本法の適切な施行・運用のための体制の整備・充実を図ること。」とする内容にも係わるものです。

【添付資料】
 総管第237号 昭和50年4月5日 総理府総務副長官 犬及び猫の引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要項について (通知)
 2 所有者又は拾得者から引取りを求められたとき、若しくは施設に引取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすること。

(上記はご意見メールの記入参考例です。) 以上、付帯決議 一に対する意見【平成13年 月 日】

【2002年度カレンダーの申込みを受け付けています。】
 アークカレンダー2002年度版 申込み方法 アーク (アニマルレフュージ関西) 〒563-0131大阪府豊能郡能勢町野間大原595 Fax.0727-37-1645 / 1885 Eメールarkbark@wombat.or.jp のいずれか迄 / 冊数 / 氏名 / 住所 / 電話番号をお届けください。各月に児玉小枝氏撮影アークの動物たち 価格1000円 (送料別) 9月下旬より発送予定 <http://www.arkbark.net>

ねこだすけ企画制作 / 地域ねこ計画「まねきねこめぐりカレンダー」 申込み方法 電話03-3847-4401 Fax.03-3847-4404 Eメールidolkan@kan-products.co.jp いづれもエーピーエル宛 / 品名まねきねこめぐり / 部数 / 氏名 / 住所 / 電話番号をお届けください。価格1~4部1800円 (全国一律送料・税込) 5部以上は部数問わず1部1500円 (全国一律一括送料・税込) 11月より発送予定 / ねこの寄稿モノクロ写真590点 / 横14cm 縦12cm 365枚 / 別冊付録「地域ねこ手帖」 / 「地域ねこ計画ってなに?」のひとつと解説211頁 / 動物愛護法のひとつと要約60頁 <http://www02.so-net.ne.jp/~nekonet/02cl.html>

AWN会員からこのファックスをお知り合いの皆さまに転送していただく際に、その旨のご連絡は不要です。AWN連絡会にご参加登録がお済みでない市民グループはお知らせください。動物時事問題などに関する身近なニュースなどをお寄せください。このファックスが不要の際や、不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までこの用紙にチェックの上返信いただくと幸いです。ご連絡 / 返信先 Fax.03-3350-6440 ねこだすけ気付 AWN連絡会デスクワーク推進係
 マスコミヤジャーナリストの皆さまへお願いいたします。アニマルウエルフェア連絡会は、愛護動物活動市民グループの情報連絡ネットワークで、ファックスニュースを随時発行しています。マスコミヤジャーナリストの皆さまにもお届けさせていただきました。不適切に届いた際や、ファックス番号の変更及び不要の際には誠にお手数ですが、下記をご記入のお届けください。

貴団体名 ファックス番号
 ファックス不要チェック BOX
 ファックス番号変更チェック BOX